

## 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における 投票用紙の二重交付について

上道地域センター(東区東平島)に期日前投票に来た有権者に対し、既に投票済みだったにもかかわらず、衆議院議員総選挙及び国民審査の投票用紙を誤って渡してしまい、二重投票となる事案が発生しました。

### 1 経緯

・東区在住の60代男性は10月17日(木)、岡山県知事選挙の投票所入場券を持参し、岡山市東区役所上道地域センター1階会議室(大)期日前投票所(東区東平島)にて、岡山県知事選挙及び衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票を済ませた。

・当該男性が10月22日(火)15時頃、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所入場券を持参し、来所。

・名簿対照担当者が、管理端末にて投票状況を確認。全ての選挙が投票済みである旨が表示されていたが、「前回来所時には、県知事選挙のみ投票した」と思い込み、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を用紙交付担当者が交付した。

・その後、当該男性は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票を済ませた。

・1時間ごとの投票者数確認を行った際に、管理端末の投票者数より衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙交付数がそれぞれ1枚多く、この事務処理ミスが判明したものの。

### 2 再発防止策

・複数人で確認を行うように再度、指導を行いました。

・投票所事務従事者に対し、マニュアルに基づく事務処理の周知徹底を図ります。

#### 【問い合わせ先】

岡山市東区役所総務・地域振興課 藤澤・篠田 直通086-944-5006 内線72-212